

日本年金機構からのお知らせ

平成22年6月
愛媛県社会保険労務士会

平成22年度 健康保険・厚生年金保険
被保険者報酬月額算定基礎届 の 記載例
同 算定基礎届 総括表 の 記載例

に、誤りがあります。ご参考にしてください。

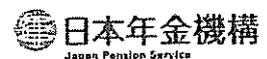
(参考 訂正のお知らせ例)

算定基礎届の記載例について訂正のお知らせ

平素より、年金保険事業にご協力いただきましてありがとうございます。

「健康保険厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届」をご提出いただくにあたり、同封いたしました「算定基礎届の記載例」に誤りがございましたので訂正し、お詫び申し上げます。

訂正箇所は以下の通りです。



訂正箇所	誤	正
算定基礎届の記載例左上【この届の提出日】	7月10日まで	7月12日まで
算定基礎届の記載例④欄(適用年月)	平成21年	平成22年
算定基礎届の記載例⑤欄(従前の改定月)	平成20年	平成21年
算定基礎届の記載例右下 提出年月日	平成21年	平成22年
算定基礎届総括表の記載例右下 提出年月日	平成21年	平成22年

今後とも、年金保険事業の運営にご理解とご協力をよろしく願いたします。

算定基礎届の記載例

【この届の提出日】 7月10日
算定基礎届は、原則として7月10日までに提出してください。

「㉗健康保険被保険者証の番号」欄
健康保険被保険者証の番号順にプリントしてあります。

「㉘被保険者の氏名」欄
氏名は、カタカナでプリントされる場合もあります。間違っている場合は、「氏名変更(訂正)届」(年金事務所等に留意してあります。)を提出してください。

「㉙生年月日」欄
明治生まれの人は「1」、大正生まれの人は「3」、昭和生まれの人は「5」、平成生まれの人は「7」を附してプリントされています。生年月日の数字が1桁の場合は、「01」というようにその数字の前に0を一つ付けてプリントされています。間違っている場合は、「生年月日訂正届」(年金事務所等に留意してあります。)を提出してください。

「㉚種別」欄
被保険者が坑内員以外の男子には「1」、女子は「2」、坑内員のときは「3」、また厚生年金基金に加入しているときは、坑内員以外の男子は「5」、女子は「6」、坑内員のときは「7」とプリントされています。

「㉛従前の標準報酬月額」欄
算定基礎届を提出する時点で定められている当該欄の被保険者の標準報酬月額が千円単位でプリントされています。たとえば、500,000円の場合は「500」とプリントされています。健康保険と厚生年金保険では、標準報酬月額の上限及び下限が異なります。

「㉜支払基礎日数」欄
たとえば、月給者は暦日数、日給者は出勤日数を記入します。月給者で欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を控除後の日数として記入してください。

本年7月1日現在の被保険者(6月1日以降に資格取得した人を除く)は、すべてこの届出の対象となります。対象となる被保険者の4月・5月・6月に支払われた報酬の額、平均額等を記入してください。なお、5月19日までに年金事務所入力処理されている被保険者については、被保険者の氏名・生年月日・従前の標準報酬月額等がプリントされています。

またこれまででは、算定基礎届は正副の2枚1組で提出していただき、2枚目「副」を通知書として年金事務所よりお返ししていましたが、平成19年度より様式が単票に変更となっており、1枚のみ提出していただく事になっています。通知書につきましては、年金事務所にて入力処理した後にその内容を印字したものを送付することとなりますので、ご了承ください。

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届										
健康保険被保険者証番号	被保険者の氏名	生年月日	種別	従前の標準報酬月額	氏名の改変月・原因					
225	健康 一郎	5-210527	1	650	20年9月10	4月30日	671,000	円	671,000	円
				200,000	21年9月	5月31日	671,000	円	671,000	円
				671,000	21年9月	6月30日	671,000	円	671,000	円
5	健康 花子	5-240723	2	500	20年9月10	4月30日	523,000	円	523,000	円
				500	21年9月	5月31日	0	円	523,500	円
				520,000	21年9月	6月30日	520,000	円	520,000	円
9	年金 大介	5-551205	4	300	20年9月10	4月30日	304,600	円	6,900	円
				300	21年9月	5月31日	305,600	円	6,900	円
				312,500	21年9月	6月30日	305,100	円	6,900	円
16	社保 一夫	5-420518	1	118	20年9月10	4月1日	115,200	円	115,200	円
				118	21年9月	5月1日	103,300	円	103,300	円
				111,233	21年9月	6月1日	115,200	円	115,200	円
18	厚生 涼子	5-450830	2	200	20年9月10	4月30日	226,300	円	226,300	円
				200	21年9月	5月31日	230,700	円	230,700	円
				231,000	21年4月	6月30日	236,000	円	236,000	円

「㉝通貨によるものの額」欄
4月・5月・6月中に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入してください。銀行振込み等による場合も同様です。給与だけでなく通勤手当等報酬に含まれます。昇給がさかのぼったため昇給差額が支給されたときは、その額も合わせて記入し、備考欄にその旨を記入してください。

「㉞現物によるものの額」欄
4月・5月・6月中に食事、住宅、定期券など現物給与の支給がある場合に、金銭に換算して記入します。食事・住宅については、都道府県の標準価額により算定した額を記入してください。

「㉟合計」欄
各月の報酬の合計額を記入しますが、支払基礎日数17日未満の月があれば、その月は記入しないで、横棒を引いておきます。ただし、短時間就労者の場合は、支払基礎日数が15日以上月の月を記入してください。

「㊱支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計」欄
支払基礎日数が17以上の月の報酬の総計を記入してください。短時間就労者ですべての支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上月の月の報酬の総計を記入してください。

「㊲平均額」欄
㊱欄「支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計」を、支払基礎日数17以上の月数で割った額を記入します。(円未満は切り捨て)ただし、短時間就労者であってすべての月の支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上月の報酬を合計し、その月数で割った額を記入してください。

「㊳修正平均額」欄
3月以前に昇給がさかのぼったため、4月・5月・6月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた3ヶ月分の平均額を記入してください。

「㊴備考」欄
現物支給の名称、休職の表示等を行います。短時間就労者の方については、パートと記入してください。

【事業主の記名・押印】
事業所の名称等の記入及び事業主の押印をします。(事業主本人が自署した場合は押印は省略できます。)
届書は、2枚以上になった場合には、最初の1枚に事業主の名称等の記入及び事業主の押印をし、残りの届書は、事業所名のゴム印によることとし、事業主の押印を省略することができます。

※短時間就労者とは、いわゆるパートタイマーの方をいいます。

算定基礎届総括表の記載例

算定基礎届総括表は、保険者が各事業所の報酬の支払状況や被保険者数などを把握するために提出していただくものです。総括表には、事業所整理記号、事業所番号、および5月19日現在の被保険者数等がプリントされています。これに必要な事項を記入して、算定基礎届とともに提出してください。

「㊤事業の種類(変更の有無)」欄

現在行っている事業の種類を具体的に記入してください。(機械器具製造業、小売業、サービス業、出版等)また、この1年間に事業の種類に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で開んでください。

「㊦本年6月から被保険者になった人」欄

6月以降に被保険者となった人は、資格取得届により翌年8月までの標準報酬月額が定められますので、算定基礎届の対象から除かれます。

「㊧届書に未記載の人」欄

算定基礎届にプリントされていない人で本年5月31日までに被保険者となった人数を記入してください。なお、これらの方は算定基礎届の対象となります。

「㊨6月30日までに退職した人」欄

算定基礎届にプリントされている人で、本年6月30日までに退職した人数を記入してください。

「㊩被保険者総数」欄

7月1日現在の被保険者総数を記入してください。

「㊪差引届出者数」欄

算定基礎届の対象となる総人数を記入してください。

「㊫被保険者となっていない人」欄

7月1日現在、賃金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人(全国健康保険協会管掌健康保険又は厚生年金保険のいずれにも加入していない人)の人数を記入してください。

「㊬㊭月額変更する予定者」欄

㊬または㊭欄に記入してある人数分の氏名・健康保険被保険者証の番号をそれぞれ記入してください。

「月額変更が行われるとき」

報酬が大幅に変わった場合は、随時標準報酬月額が改定されますが、次の三つのすべてに該当している人については、月額変更(随時改定)が行われます。
 (1)昇(降)給などで固定的賃金に変動があったとき
 (2)変動月以後引き続き3ヶ月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
 (3)3ヶ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき

記入上の注意
 ウ、イ、㊬、㊭欄には記入しないでください。
 ㊬、㊭欄には現在行っている事業について、この用紙で不足するときは、逐次用紙を補って記入し、本紙に添付してください。

届書コード 229	健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届	厚生年金保険
事業所整理記号 01-イロハ	事業所番号 1234	届出年度 年 年 月 日
④ 事業の種類(変更の有無) 機械器具製造業 (有・無)	5月19日現在の被保険者数 36人	7月1日現在の被保険者数 24人
⑤ 本年6月1日から5月31日まで被保険者になった人 2人	⑥ 本年6月1日から5月31日まで退職した人 0人	⑦ 本年6月30日までに退職した人 1人
⑧ 差引届出者数 61人	⑨ 7月1日現在の被保険者数 59人	⑩ 7月1日現在の被保険者数 0人
⑪ 7月に月額変更する人 0人	⑫ 8月に月額変更する人 1人	⑬ 9月に月額変更する人 1人
⑭ 給与の支払日 毎月15日締切	⑮ 昇給月 1回	⑯ 賞与など 2回
⑰ 固定的賃金 基本給(月給、日給、時間給など)、家族手当、住宅手当、役付手当、物価手当、通勤手当、その他	⑱ 非固定的賃金 残業手当、宿日直手当、皆勤手当、生産手当、その他	⑲ 現物給与 食料、住宅その他
⑳ 賞与など 賞与、期末手当、決算手当などの支給月	㉑ 昇給回数 1回	㉒ 賞与回数 4回
㉓ 7月1日現在、賃金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人 10人	㉔ 8月に月額変更する予定者氏名 国民圭子	㉕ 9月に月額変更する予定者氏名 健康信二
事業所所在地 〒123-4567 ○○市○○町1-2-3	事業所名称 株式会社○○○○	事業主氏名 代表取締役○○○○
事業所電話 03(1234)6789	提出日 平成21年7月6日提出	受付日付印

「㊬㊭㊮5月19日現在の被保険者数」欄
5月19日現在の被保険者数であり、算定基礎届にはこれらの人を対象に氏名等がプリントされています。

「㊯7月に月額変更する人」欄
4月に固定的賃金の変動があり、4月・5月・6月に支払われた報酬をもとに算出した標準報酬月額と現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が出る人の人数を記入してください。

「㊰8月に月額変更する人」欄
同じく、5月に固定的賃金の変動があり、5月・6月・7月に支払われた報酬をもとに算出した標準報酬月額と現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が出る人が明らかな人の人数を記入してください。この場合、月額変更予定者の氏名を㊱欄に記入します。

「㊱9月に月額変更する人」欄
同じく、6月に固定的賃金の変動があり、6月・7月・8月に支払われた報酬をもとに算出した標準報酬月額と現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が出る人が明らかな人の人数を記入してください。この場合、月額変更予定者の氏名を㊱欄に記入します。

「㊲給与の支払日」欄
給与の締切日、支払日を記入し、支払日に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で開んでください。

「㊳昇給月」欄
昇給回数、昇給月を記入し、昇給月に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で開んでください。

「㊴固定的賃金」欄
固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます。
 (例)基本給、役付手当、家族手当、通勤手当、住宅手当など

「㊵非固定的賃金」欄
非固定的賃金とは、支給額等が一定しないものをいいます。
 (例)残業手当、宿日直手当、皆勤手当など

「㊶㊷現物給与」欄
現物給与の種類等を○で開んでください。

「㊸賞与など」欄
賞与などの支給回数、支給月を記入し、その支払月に変更があった場合は「有」、ない場合は「無」を○で開んでください。